

# 未使用の麻薬注射を破損した時は

破損した者



麻薬管理者に



報告する

1. 破損した当事者は、破損時早急に以下へ連絡する。

- ①所属部署の責任者(病棟医長、看護師長)
- ②麻薬管理者(薬剤部2669)に連絡する。

2. 破損した現場を保存する(現場は複数人で確認する)

- 破損した状況の写真を撮る

2. 可能な限り薬液を回収する。

- 薬液をシリンジで吸う
- 薬液が浸み込んだ衣類や清拭に使用したガーゼ等も回収
- 破損したアンプルを回収
- 回収した薬液等は、薬剤部へ返却する

3. 麻薬破損申立書の提出

- 麻薬破損申立書は当事者が直筆で記載(証人が必要)
- 麻薬管理者へ提出

4. 麻薬事故届を保健所に提出

- 麻薬管理者が麻薬事故届を保健所に提出